



山形県公報

平成21年3月13日(金)
第2026号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                  |       |
|-------------------------------|------------------|-------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....        | (健康福祉企画課)        | ..215 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....     | (同)              | ..216 |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....     | (同)              | ... 同 |
| 生活保護法による指定医療機関の変更の届出.....     | (同)              | ... 同 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....        | (同)              | ..217 |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....     | (同)              | ... 同 |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....     | (同)              | ..218 |
| 救急病院等の告示.....                 | (同)              | ... 同 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....   | (置賜総合支庁福祉課)      | ... 同 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... | (同)              | ... 同 |
| 争議行為を行う旨の通知.....              | (雇用労政課)          | ..219 |
| 野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の公表.....    | (生産技術課)          | ..220 |
| 道路の区域の変更.....                 | (置賜総合支庁建設総務課)    | ..221 |
| 同.....                        | (同)              | ... 同 |
| 同.....                        | (同)              | ..222 |
| 一般国道の供用の開始.....               | (置賜総合支庁西置賜建設総務課) | ... 同 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....            | (河川砂防課)          | ... 同 |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |  |       |
|-----------------------|--|-------|
| 山形県教育委員会3月定例会の招集..... |  | ..223 |
|-----------------------|--|-------|

### 公 告

|                    |         |       |
|--------------------|---------|-------|
| 一般競争入札の公告.....     | (税政課)   | ..224 |
| 同.....             | (児童家庭課) | ..225 |
| 住民監査請求に係る監査結果..... | (監査委員)  | ..226 |

## 告 示

### 山形県告示第183号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地                    | 指定年月日      |
|-------------------|-------------------------------|------------|
| 医療法人桜花会みのる歯科      | 東根市さくらんぼ駅前三丁目7番15号 ジャスコ新東根店2F | 平成21. 1. 9 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ山形小白川店 | 山形市あこや町二丁目14番11号              | 同 2. 1     |
| ホワイト歯科医院          | 酒田市東泉町六丁目1番13号                | 同 2. 2     |

## 山形県告示第184号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日      |
|-----------|------------------|------------|
| 松尾産婦人科医院  | 山形市下条町二丁目3番7号    | 平成20. 9.30 |
| 桐原歯科医院    | 最上郡金山町大字金山505番2号 | 同 11.19    |
| ながまち歯科医院  | 米沢市春日二丁目13番3号    | 同 11.30    |
| 桜井医院      | 鶴岡市大山一丁目12番6号    | 同          |
| ナカタ調剤薬局   | 米沢市中央五丁目3番15号    | 同 12.31    |

## 山形県告示第185号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 休止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 石田内科医院    | 米沢市門東町二丁目8番30号 | 平成21. 1. 1 |

## 山形県告示第186号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
内科皮ふ科小児科 ふなしん

最上郡舟形町舟形365番15号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地      |                 | 変更年月日     |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 変 更 前           | 変 更 後           |           |
| 最上郡舟形町舟形365番16号 | 最上郡舟形町舟形365番15号 | 平成20.12.1 |

## 山形県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日     |
|-----------------------|--------------------------------|--------------------|-----------|
| 村山市社会福祉協議会訪問介護事業所     | 介護予防訪問介護                       | 村山市中央一丁目5番24号      | 平成20.11.1 |
| 複合介護健康施設 しらかば 指定通所介護  | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 東村山郡山辺町大字山辺675番地1  | 同 12.1    |
| 飯豊町介護老人保健施設「美の里」      | 介護予防通所リハビリテーション                | 西置賜郡飯豊町大字椿3654番地の1 | 同         |
| 多機能ねずがせき              | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 鶴岡市鼠ヶ関字横路9番3号      | 同 12.27   |
| 訪問介護ステーション「向日葵（ひまわり）」 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護               | 米沢市直江町2番30号        | 平成21.2.1  |

## 山形県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地      | 休止年月日     |
|--------------------|---------------|-----------------|-----------|
| 指定居宅介護支援事業所デイサービス花 | 居宅介護支援        | 寒河江市大字日和田6番地の14 | 平成20.11.1 |

## 山形県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ヘルズしらたか

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙734番地の13

## 2 届出の内容

| 指定介護機関の所在地           |                      | 変更年月日      |
|----------------------|----------------------|------------|
| 変更前                  | 変更後                  |            |
| 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1026番地の9 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙734番地の13 | 平成21. 1. 1 |

## 山形県告示第190号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称      | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|----------|------------------|-----------------------------|
| 最上町立最上病院 | 最上郡最上町大字向町64番地の3 | 平成21年4月1日から<br>平成24年3月31日まで |

## 山形県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------------|--------------------------------------|---------------|------------|
| 城南産業株式会社<br>米沢市万世町桑山字大割2160<br>番地2 | ヘルパーステーションまごのて<br>米沢市万世町桑山字大割2160番地2 | 訪 問 介 護       | 平成21. 2.28 |
| 有限会社庵<br>米沢市窪田町小瀬490番地1            | いおり訪問介護サービス<br>米沢市窪田町小瀬490番地1        | 訪 問 介 護       | 同          |

## 山形県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービスを次のとおり指定した。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地   | 事業所の名称及び所在地                   | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------|-------------------------------|-------------|-----------|
| 有限会社庵<br>米沢市窪田町小瀬490番地1 | いおり訪問介護サービス<br>米沢市窪田町小瀬490番地1 | 介護予防訪問介護    | 平成21.2.28 |

## 山形県告示第193号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成21年2月26日次のとおり通知があった。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

## 2 期 間

平成21年3月25日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 文園町9番3号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鏡31番3号

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目5番23号

医療法人健友会

介護老人保健施設ひだまり

同

医療法人健友会

地域包括支援センターなかまち

同

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目4番12号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

本間病院在宅介護支援センター

同 中町三丁目5番23号

医療法人健友会

本間病院ヘルパーステーション

同 中町三丁目3番18号

|                                        |   |                   |
|----------------------------------------|---|-------------------|
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」            | 同 |                   |
| 医療法人山容会<br>山容病院                        | 同 | 高砂二丁目1番64号        |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院         | 同 | あきほ町30番地          |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター | 同 | 千石町二丁目3番20号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                |   | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院             | 同 | 東原町一丁目12番26号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                   | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所            |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス         |   | 山形市桜町4番10号        |
| 医療法人社団松柏会<br>桜町わかばクリニック                | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション             | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき            | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック               | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                    | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                    | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                  |   | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                   |   | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会<br>上山病院                       |   | 上山市金谷字下河原1370番地   |

#### 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

#### 山形県告示第194号

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の概要は、次のとおりである。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の名称、作付面積、生産数量及び出荷数量

| 野菜指定<br>産地名 | 指定野菜<br>の種別 | 作付面積        |                 | 生産数量      |                 | 出荷数量      |                 |
|-------------|-------------|-------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|
|             |             | 現状          | 平成24年に<br>おける目標 | 現状        | 平成24年に<br>おける目標 | 現状        | 平成24年に<br>おける目標 |
| 山形もがみ       | 夏秋トマト       | ヘクタール<br>15 | ヘクタール<br>16     | トン<br>928 | トン<br>1,029     | トン<br>928 | トン<br>1,029     |

2 野菜近代化施設導入計画

| 野菜指定産地名 | 導入最終年度 | 生産近代化施設               |
|---------|--------|-----------------------|
| 山形もがみ   | 平成21年度 | ハウス及び附帯施設等<br>生産管理用機械 |

山形県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年 3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年 3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広幡窪田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|--------------------------------------------|------|------------------|---------|
| 米沢市広幡町小山田1062番3から<br>同 六郷町西藤泉字上川原三373番1まで  | 旧    | 20.6メートル<br>7.4  | 735メートル |
| 同 上                                        | 新    | 20.6メートル<br>7.4  | 同 上     |
| 米沢市広幡町小山田1062番3から<br>同 六郷町西藤泉字上川原三372番25まで |      | 38.4メートル<br>11.6 | 880メートル |

山形県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年 3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年 3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|-----------------------------------------|------|------------------|---------|
| 米沢市六郷町西藤泉字上川原三373番24から<br>同 字新屋敷168番2まで | 旧    | 21.0メートル<br>13.2 | 200メートル |
| 同 上                                     | 新    | 21.0メートル<br>13.2 | 同 上     |

## 山形県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 東置賜郡川西町大字堀金字銭神1992番1から<br>同 字坂町2439番3まで | 旧    | 12.2メートル<br>7.2  | メートル<br>358 |
| 同 上                                     | 新    | 20.0メートル<br>12.2 | 同 上         |

## 山形県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 348号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字滝野字小森向3111番7から  
同 字山道3109番37まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月13日

## 山形県告示第199号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び当該区域を所管する総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 区域の名称 上野台
- (2) 土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字   | 字     | 地 番  | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-------|-------|------|---------|
| 東 根 市 |     | 泉郷元沢渡 | 留 場   | 233  | 1号      |
|       |     | 泉郷元後沢 | 観 音 山 | 2412 | 2号      |
|       |     |       |       | 3248 | 3号      |
|       |     |       |       | 3224 | 4号及び5号  |
|       |     |       |       | 3195 | 6号      |

|  |  |       |    |          |     |
|--|--|-------|----|----------|-----|
|  |  | 泉郷元沢渡 | 留場 | 3194 - 5 | 7号  |
|  |  |       |    | 221      | 8号  |
|  |  |       |    | 3212 - 1 | 9号  |
|  |  |       |    | 228      | 10号 |
|  |  | 泉郷元後沢 | 留場 | 2405 - 1 | 11号 |

2 (1) 区域の名称 越沢

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町 | 村 | 大字 | 字   | 地番     | 標柱番号     |
|-----|---|---|----|-----|--------|----------|
| 鶴岡市 |   |   | 越沢 | 黒坪沢 | 42 - 1 | 1号及び13号  |
|     |   |   |    |     | 59 - 1 | 2号       |
|     |   |   |    |     | 57 - 2 | 3号       |
|     |   |   |    |     | 57 - 1 | 4号及び5号   |
|     |   |   |    |     | 55     | 6号       |
|     |   |   |    |     | 56     | 7号       |
|     |   |   |    |     | 51     | 8号       |
|     |   |   |    |     | 48 - 2 | 9号       |
|     |   |   |    |     | 45 - 1 | 10号      |
|     |   |   |    |     | 35 - 9 | 11号及び12号 |

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成21年3月13日

山形県教育委員会

委員長職務代理者 菊

川

明

1 招集の日時 平成21年3月17日(火) 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

## 山形県庁舎教育委員室

## 3 議 題

- (1) 山形県教育調査に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 教育委員会職員の人事について
- (4) 教職員の人事について

---

## 公 告

---

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム基盤導入及び運用管理等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日時 平成21年4月22日(水) 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム基盤導入及び運用管理等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成26年7月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

- (1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成21年1月27日付け県公報第2013号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) JISQ15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。また、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準(Ver.2.0)又はJISQ27001(ISO/IEC 27001)の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (5) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでおり、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。
  - (6) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。
  - (7) 共同企業体の構成員が(4)及び(5)の要件を満たしていること。
  - (8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (9) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算開発担当 電話番号023(630)2569

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則

第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 一連の調達契約に係る事項

(1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム基盤に係るソフトウェア賃貸借及び保守 一式

(2) 入札の公告の予定時期 平成21年4月中旬から下旬

(3) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成21年3月13日

10 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証明する書類(共同企業体にあつては、3の(7)から(9)までに係る事項を証明する書類)並びに2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」という。)(以下これらを「申請書等」という。)を平成21年3月31日(火)午後5時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札参加資格の審査の結果を通知する日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Construction and operation of infrastructure for Yamagata Prefectural Integrated Computer Tax System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. April 22, 2009

(3) Contact point for the notice: Computer Tax Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2569

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県母子寡婦福祉資金システム維持管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成21年3月26日(木) 午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県母子寡婦福祉資金システム維持管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該

金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 過去3年以内に、国又は地方公共団体における資金の貸付け及び償還を管理するシステムの開発又は維持管理の業務実績を有すること。
- (3) 財団法人日本情報処理開発協会が認定する情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度の認証又は同法人が認定するプライバシーマークの付与を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部児童家庭課母子福祉担当 電話番号023(630)2262
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県健康福祉部児童家庭課母子福祉担当で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る事項を証明する書類(以下「証明書等」という。)を平成21年3月23日(月)正午までに山形県健康福祉部児童家庭課母子福祉担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年3月13日

|         |   |    |    |
|---------|---|----|----|
| 山形県監査委員 | 吉 | 田  | 明  |
| 山形県監査委員 | 安 | 孫子 | 昂也 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田  | 宗一 |

第1 請求のあった日  
平成21年1月9日

第2 請求人  
山形市木の実町1番27号  
渡邊寛司法書士事務所気付

|                 |     |       |
|-----------------|-----|-------|
| 市民オンブズマン山形県会議   | 代表者 | 外塚 功  |
|                 | 同   | 舟越範夫  |
| 山形市南原町三丁目13番16号 |     | 外塚 功  |
| 山形市城西町三丁目12番7号  |     | 舟越範夫  |
| 山形市東原町二丁目6番3号   |     | 佐藤欣哉  |
| 山形市大字門伝4158番地   |     | 渡邊 寛  |
| 山形市城西町五丁目28番1号  |     | 遠藤健一郎 |
| 米沢市中央四丁目3番17号   |     | 高橋敬一  |
| 山形市蔵王上野1090番地1  |     | 鈴木晴男  |

### 第3 措置請求の内容(措置請求書の原文に即して記載する。)

#### 1 請求の趣旨

山形県知事が請求の理由に述べる県議会議員の海外視察旅行について県費を支出したことは違法あるいは不当な支出であるから、地方自治法242条1項に基づき、監査委員は、山形県知事に対し、支出金員について当該県議会議員に返還を請求する等必要な措置を講ずるよう求める。

#### 2 請求の理由

(1) 以下に述べる県議会議員の海外視察旅行2件はいずれも県議会議員が県民から負託された職務と無関係になされたもので、県議会議員に対する旅費等の支出は違法あるいは不当な支出である。

##### (2) オセアニア旅行

ア 県議会議員大内理加、竹田千恵子、菅原元、伊藤誠之、青柳信雄、小池克敏、中川勝、小野幸作の8名は、2008年1月26日から同年2月4日までの10日間(小池議員は2月2日までの8日間)にわたりニュージーランド及びオーストラリアに行政視察の名目で県費を使って海外視察旅行を行った。

イ 旅費等については、同年1月23日請求があり、同月25日に概算払いがなされ、各議員らに対する支払額は別紙事実証明書山形県議会議員海外視察旅行費用等一覧の「1 オセアニア旅行」部分に記載のとおりであり、合計727万7,828円である(精算額は0円であった)。

ウ 県議会議員らは、県費(すなわち県民らの税金)で旅行するのであるから最小の費用で最大の目的効果を達成するよう努めるべき義務があり、一般人の観光旅行とは異なるものであることは言を俟たない。

しかるに、本旅行は、まずニュージーランドのクライストチャーチに到着する夕方まで自由時間で、オーストラリアに移動してからも、ゆったりとした視察旅行とたっぴりと自由時間を取り、同年2月2日と2月3日の二日間はほとんど自由時間である。

視察や懇談の内容も、見聞をひろめる程度のものでしかなく、本件旅行は、一般人の観光旅行と同程度のものであって公務性を認めることはできず、上記イ記載の各議員に対する支出は違法あるいは不当である。

##### (3) アメリカ旅行

ア 県議会議員船山現人、澤渡和郎、児玉太、金澤忠一、田澤伸一、森田廣、坂本貴美雄、星川純一、加藤国洋、佐藤藤彌の10名は、2008年4月3日から同13日までの11日間(佐藤藤彌議員は同11日までの9日間)にわたり、アメリカ合衆国のコロラド州等に行政視察の名目で県費を使って海外視察旅行を行った。

イ 旅費等については、2008年4月1日(佐藤議員は同月2日)に請求があり、同月2日概算払いがなされ、各議員らに対する支払額は別紙事実証明書山形県議会議員海外視察旅行費用等一覧の「2 アメリカ旅行」部分に記載のとおりであり、合計833万2,629円である(精算額は0円であった)。

ウ オセアニア旅行でも指摘したように県議会議員らは、県費(すなわち県民らの税金)で旅行するのであるから最小の費用で最大の目的効果を達成するよう努めるべき義務がある。

しかるに、本旅行は、ワシントンDCを経由して同所で一日間自由時間を取るなど、ゆったりとした視察旅行を行ったもので、視察や懇談の内容も、見聞をひろめる程度のものでしかなく、本件旅行は、一般人の観光旅行と同程度のものであって公務性を認めることはできず、上記イ記載の各議員に対する支出は違法あるいは不当である。

##### (4) 県議会議員の海外視察旅行について

ア 県議会議員の海外視察旅行は任期中に既得権的に実施されているもので、具体的な行政視察の目的の有無とは無関係に行われているものである。

イ 市民オンブズマン山形県会議は、2008年4月、海外行政視察参加議員に対し公開質問状を発したが回答

がないため、さらに同年7月にも質問状を送り回答を求めたが、これに対しても回答がなかった。

この質問は、

(ア) その視察でどのような成果を得られたと考えるか。

(イ) 視察後の残余の任期中でその成果が県政にどう反映されたか、県政にどのように活かしていくお考えか、

具体的にお聞かせくださいという県民としては至極当然の質問で、県議会議員としては回答するのが当然と思われる事項であったが、まったく回答がなかった。

回答がなかった理由は、視察で成果を得られず、県政への反映などが皆無であるためと考えざるを得ない。

ウ 地方財政が厳しい財政難の折、新聞報道によると、議員の海外視察旅行は15県議会で休止又は廃止しているが、財政難は山形県も例外ではないにもかかわらず、県議会では、海外視察旅行について、検討を棚上げしている。

エ したがって、監査委員にあらわれては、県議会議員の海外視察旅行について、その実態を詳しく分析し、県民に対し実情を明らかにし、是正を図られることを期待する。

(5) よって、本住民監査請求を行うものである。

#### 第4 除斥

田澤伸一監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

#### 第5 受理

本件は、法第242条の規定に定める要件を具備していると認め、受理した。

#### 第6 監査の実施

##### 1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項に基づき、平成21年1月30日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人が、証拠の提出及び陳述を行った。

証拠の提出及び陳述には、請求人のうち、外塚功、舟越範夫、高橋敬一、遠藤健一郎及び渡邊寛の5名が出席した。

新たな証拠の提出はなかった。

陳述において、措置請求書で請求人の主張を補充する説明があり、その要旨は次のとおりであった。

(1) 任期中に一人1回、100万円を上限とする枠だけで視察を行っていること

(2) 視察に係る事前の調査が不足していること

(3) オセアニアには、平成16年度、平成18年度、平成19年度で、合計23名の議員が渡航しており、再度、視察しなければならない課題があったとは思えないこと

(4) 視察成果の県政への活用が期待できないこと

(5) 報告書は、随行者がまとめたものと思われ、感想は書いてあるが、県政の中で何をするか書いていないこと

##### 2 監査の対象事項

監査の対象を、平成20年1月26日から2月4日まで山形県議会議員（以下「県議会議員」という。）8名が行ったオセアニア行政視察（以下「請求1」という。）及び平成20年4月3日から4月13日まで県議会議員10名が行った米国行政視察（以下「請求2」という。）の費用弁償の支出は、違法若しくは不当な公金の支出にあたるという事項とした。

##### 3 監査対象部局

監査対象部局を、県議会議員に対する費用弁償の支出事務を担当している山形県議会事務局とした。

##### 4 監査の方法

###### (1) 監査対象部局の監査

請求人から提出のあった証拠の調査、監査対象部局が有する関係書類の調査、監査対象部局所属職員からの聞き取りを行った。

###### (2) 関係人の調査

- ア 本件海外行政視察の各代表者から、視察先の選定理由、参加議員の編成経緯、海外行政視察の成果の活用状況等について、聞き取りによる調査を行った。
- イ 本件海外行政視察に関わった旅行会社2社に対し、日程編成の基本的考え方や視察先での議員の活動状況等について、文書による調査を行った。

## 第7 監査の結果

本件住民監査請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件住民監査請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

### 1 監査による事実関係の確認

#### (1) 議員派遣の根拠

ア 法第100条第12項で、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定されている。

イ 山形県においては、「山形県議会会議規則」(以下「会議規則」という。)第123条で、法の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定すること、決定にあたっては、派遣の目的、場所及び期間その他必要な事項を明らかにしなければならない旨定めている。

ウ 「山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領」(以下「派遣要領」という。)第2条第1項第2号において、予算の範囲内で、以下に該当する場合に、海外に派遣できる旨定めている。

イ 県と姉妹関係その他友好的な関係にある、又は将来そのような関係になることが期待される外国の公共的団体等との国際交流・親善を目的として行う代表団として派遣する場合

ロ 県が直面する、又は将来予想される行政の具体的課題の解決を目的とした調査・研究のために派遣する場合

ハ 海外における政治、経済、社会情勢、行政施策等について正確な知識を身につけることにより、議員の資質向上を図り、もって議会活動能力の向上に資することとなる研修・視察のために派遣する場合

#### (2) 議員派遣の手続き等

派遣要領第3条で、派遣を受けようとする議員は、派遣実施計画書を議長に提出すること、議長は、議員から同計画書の提出を受けたときは、議員の派遣について本会議に諮る旨定めている。

同要領第4条で、派遣された議員は、派遣終了後30日以内に派遣結果報告書を議長に提出すること、議長は、派遣された議員から同報告書の提出を受けたときは、その概要を議会報に掲載し、議会運営委員会に資料を配布する旨定めている。

#### (3) 請求1の実施状況

##### ア 派遣実施計画書の提出

県議会議員大内理加、竹田千恵子、菅原元、伊藤誠之、青柳信雄、小池克敏、中川勝、小野幸作の8名(以下「議員団1」という。)は、平成19年12月17日、山形県議会議長(以下「議長」という。)に、次の内容の派遣実施計画書を提出している。

(ア) 目的 視察国における農業、観光振興、まちづくりの現状等について調査を行い、今後の県勢発展に資するため

(イ) 場所 ニュージーランド(マールボロ)、オーストラリア(メルボルン、ホバート、シドニー)

(ウ) 期間 平成20年1月26日(土)～2月4日(月)

##### (I) 調査・研究等の内容

###### a ニュージーランド

- ・観光と産業とまちづくりが一体となった地域振興策について
- ・ワイン関連事業の現状について

###### b オーストラリア

- ・世界遺産の維持と観光のあり方について
- ・端境期を活かした蕎麦の生産と農業経営について
- ・さくらんぼ等果樹の育成状況及び今後の販売の考え方について
- ・和牛の飼育・出荷の現状と今後の見通しについて

イ 本会議における議決

議長は、議員団1の派遣を、平成19年12月19日に開催された平成十九年山形県議会十二月定例会の本会議に諮り、同日議決されている。

ウ 事前準備の状況

議員団1は、事前に視察目的及び視察内容等に関する協議を重ね、議長に派遣実施計画書を提出している。

同計画書に基づき議員の派遣が議決された後は、調査・研究等の内容に沿った具体的な視察先の選定と日程調整を行い、予め調査目的や内容等を視察先に連絡するとともに、調査事項等に対する理解を深め効果的な視察を行うため、事前に資料の収集等必要な準備を行っている。

なお、端境期を活かした蕎麦の生産に係る調査は、日程調整がつかなかったため、あわびの養殖場等水産関係の視察に変更されている。

エ 海外行政視察の実施

海外行政視察は、別表1「オセアニア行政視察の行程等」のとおり実施されている。

オ 派遣結果の報告等

議員団1は、派遣結果報告書を、平成20年3月3日に、議長に提出している。

議長は、提出された同報告書を、平成20年3月18日に、議会運営委員会に配布するとともに、その概要を平成20年6月定例会開会日発行の議会報に掲載している。

議会報は、議会図書室において、県民の閲覧が可能となっている。

カ 費用弁償の支出

費用弁償額は、県議会議員8名に、総額7,277,828円支出されている。

支出事務は、条例、規則等に則り適正に行われている。

なお、小池克敏議員の費用弁償の精算日は、平成20年2月4日である。

(4) 請求2の実施状況

ア 派遣実施計画書の提出

県議会議員船山現人、澤渡和郎、児玉太、金澤忠一、田澤伸一、森田廣、坂本貴美雄、星川純一、加藤国洋、佐藤藤彌の10名(以下「議員団2」という。)は、平成20年3月14日、議長に、次の内容の派遣実施計画書を提出している。

(ア) 目的 視察国における農業、教育、高齢者福祉の現状及び外資系の企業誘致等について調査するとともに、姉妹県州盟約を締結しているコロラド州との相互理解を深めるなど、今後の県勢発展に資するため

(イ) 場所 アメリカ合衆国

ニューヨーク市、ワシントンDC、アーカンソー州リトルロック市、コロラド州デンバー市、ボルダー市

(ウ) 期間 平成20年4月3日(木)～4月13日(日)

(エ) 調査・研究等の内容

アメリカ合衆国

農業振興策(特にアーカンソー州)、コミュニケーション教育、大都市における都市政策、高齢者福祉の状況、外資系の企業誘致、コロラド州との相互理解の促進等について

イ 本会議における議決

議長は、議員団2の派遣を平成20年3月19日に開催された平成二十年山形県議会二月定例会の本会議に諮り、同日議決されている。

ウ 事前準備の状況

議員団2は、事前に視察目的及び視察内容等に関する協議を重ね、議長に派遣実施計画書を提出している。

同計画書に基づき議員の派遣が議決された後は、調査・研究等の内容に沿った具体的な視察先の選定と日程調整を行い、予め調査目的や内容等を視察先に連絡するとともに、調査事項等に対する理解を深め効果的な視察を行うため、事前に資料の収集等必要な準備を行っている。

エ 海外行政視察の実施

海外行政視察は、別表2「米国行政視察の行程等」のとおり実施されている。

オ 派遣結果の報告等

議員団2は、派遣結果報告書を、平成20年5月12日に、議長に提出している。

議長は、提出された同報告書を、平成20年6月13日に、議会運営委員会に配布するとともに、その概要を平成20年6月定例会開会日発行の議会報に掲載している。

議会報は、議会図書室において、県民の閲覧が可能となっている。

#### カ 費用弁償の支出

費用弁償額は、県議会議員10名に、総額8,332,629円支出されている。

支出事務は、条例、規則等に則り適正に行われている。

なお、佐藤藤彌議員の費用弁償の請求日は、平成20年4月1日である。

### (5) 視察の成果の活用

#### ア オセアニア行政視察の成果の活用

議員団1の議員は、平成20年2月から12月に開催された県議会の本会議、関係の常任委員会及び特別委員会において、調査・研究の結果に基づき、本県施策のあり方について、意見の開陳や質疑を行っている。

#### イ 米国行政視察の成果の活用

議員団2の議員は、平成20年4月から11月に開催された県議会の本会議、関係の常任委員会及び特別委員会において、調査・研究の結果に基づき、本県施策のあり方について、意見の開陳や質疑を行うとともに、産業振興施策の総合的な推進について県議会の政策提言に盛り込まれている。

さらに、行政視察から帰国後に、来日したアーカンソー州や姉妹県州であるコロラド州の政府要人と面談し、青少年の農業交流や経済交流について情報交換を行い、国際交流や親善を深めている。

## 2 関係人の調査による事実関係の確認

### (1) 県議会議員の代表者の調査

本件海外行政視察を行った各議員団の代表者から聞き取り調査した要旨は、次のとおりである。

ア 農業振興、観光振興、企業誘致や教育改革など県政課題の解決に資するため実施計画を作成している。

イ 県政課題について日頃から目的意識を同じくする議員で視察の議員団を結成している。

ウ 視察先の選定は、目的に応じて、事前に情報収集や調査を行い、調査・研究等の内容に沿って行っている。

視察先の選定や情報収集にあたっては、国、県の関係部局及びジェトロ等関係団体の協力を得ている。

エ 調査を効果的に行うため、予め視察目的や調査内容等視察先への連絡を、議員団員が直接、あるいは関係機関や旅行会社を通して行っている。

オ 派遣結果報告書は、視察先ごとに分担を決め、各議員の調査記録等を基に原稿を執筆し、作成している。

カ 視察の成果について、県議会の本会議及び関係する常任委員会や特別委員会において、意見の開陳や質疑を行うとともに、県議会の政策提言に盛り込まれている。政策提言については、県議会で提言をまとめる過程において視察の結果を踏まえた議論がなされるなど、視察の成果が反映されている。

日頃の議員活動においても、地域の集会等で、視察状況を踏まえて地域課題について意見の交換を行うなど、その都度、成果を活用している。

なお、オセアニア地域から本県への観光誘客について旅行会社に企画を要請したところ、平成20年度に本県への旅行が実現している。

また、アーカンソー州政府の特命を受けた同政府の要人が来県し、農業交流、農業研修、経済交流について情報交換を行うなど、新たな国際交流のきっかけを築いている。

### (2) 旅行会社の調査

本件視察に関わった旅行会社からの回答の要旨は、次のとおりである。

ア 旅行会社は、議員団との事前打合せを、議員団の会議に合わせて、複数回実施している。

イ 旅行会社は、議員団の要請により、調査・研究等の目的が効果的に達成されるよう日程編成を行うとともに、低コストの行程を提案している。

日程を有効に使うため、土曜日日曜日を移動日とし、時間の無駄のない日程となるよう調整を行っている。

入国日や移動日は、米国のテロ対策や不測の事態等を考慮して、空港へは早めの到着となるよう調整を行っている。

ウ 視察先における議員の活動は、積極的に行われている。

## 3 判断

### (1) 公務性について

本件海外行政視察について、派遣要領第2条の規定により、県議会は、その必要性があると認め、所定の

手続きを経て、議員の派遣を議決している。

視察の実施にあたって、各議員団は、本県における行政課題について、事前に資料の収集や調査を行い、調査・研究等の内容に沿った視察先を選定し、予め調査目的や内容等を明確にしたうえで、議員団員が自ら、あるいは関係機関等を通して視察先へ連絡するなど必要な準備を行っている。

視察先において、議員団は、政策判断に資するための視点にたつて、関係職員から説明を聴取するとともに、積極的に意見交換などを行っており、実施された調査・研究は、派遣の目的に適い、今後の県勢の発展に資するために行われているものと認められる。

視察の結果については、調査先ごとに課題に対応して各議員が分担執筆して派遣結果報告書がまとめられ、所定の手続きに従い、議長への提出、議会運営委員会への資料配布、議会報への掲載がなされ、県議会全体において情報の共有化が図られている。

視察の成果の活用については、各議員団の議員は、県議会における本会議、関係の常任委員会や特別委員会において、本県施策の今後のあり方について、意見の開陳や質疑を行うとともに、県議会の政策提言に盛り込まれるなど、議会の活動において視察の成果が反映されていると認められる。

さらに、県議会での質疑状況は、県議会ホームページに掲載され、広く県民への周知に努めていると認められる。

また、視察から帰国後、来日した視察先の要人との情報交換や姉妹県等との国際交流や親善を深めている。

なお、オセアニア地域への行政視察について、請求人は、平成16年度及び18年度にも行われており、平成19年度に再度、視察しなければならない課題があったとは思えないと主張しているが、各行政視察は、それぞれの課題に対応した調査・研究等の内容で実施されており、本件行政視察の必要性が否定されるものではない。

このように、本件海外行政視察については、公務性があると認められる。

#### (2) 請求1の行程等について

請求人は、1月27日のクライストチャーチ到着から夕方まで自由時間と主張しているが、当該時間は、同地から最初の訪問視察先であるマールボロへ同日中に移動することとし、利用可能な航空便のうち13時台の便がすでに満席のため予約できず、16時台の便での移動となったことにより生じたものであり、止むを得ない事情によるものと認められる。

請求人は、2月2日と2月3日の二日間はほとんど自由時間であると主張しているが、2月2日は、移動時間を含め6時間を要する視察を行っており、2月3日は日曜日で、公的機関等訪問視察の受け入れ先の確保が困難なため移動日とされ、オーストラリアのシドニーからニュージーランドのオークランドへ移動している。

この移動は、経費節減のため往路と同じ航空会社の便を利用するためであり、経済的合理性が認められる。

上記以外の日程について、1日平均2箇所の訪問視察を行っており、全体として、請求人が主張しているような、ゆったりとした視察旅行とたつぷりと自由時間をとっているとは認められない。

#### (3) 請求2の行程等について

請求人は、ワシントンDCを経由して同所で一日間自由時間を取るなどゆったりとした視察旅行を行ったと主張しているが、同所を経由したのは、4月5日夕刻に、日本大使館員と全国農協中央会ワシントン駐在員から、4月7日に行うアーカンソー州の農業視察の事前レクチャーを受けるためであり、4月6日は日曜日で、公的機関等訪問視察の受け入れ先の確保が困難なため、必要な移動時間にあてている。

上記以外の日程について、1日平均2箇所の訪問視察を行っており、全体として、請求人が主張しているような、ゆったりとした視察旅行とは認められない。

以上のことから、本件住民監査請求に係る請求人の主張には、いずれも理由がないものと判断する。

注) 1 本文中、「第7 監査の結果」に記載している地方自治法第100条第12項は、住民監査請求の対象としている議員の派遣の時点に適用されていた条項を記載している。

同条項は、「地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）」により第100条第13項に改正され、平成20年9月1日から施行されている。

2 本文中、「第7 監査の結果」に記載している山形県議会会議規則第123条は、住民監査請求の対象としている議員の派遣の時点に適用されていた条項を記載している。

同条は、地方自治法の一部改正に伴う山形県議会会議規則の一部改正により第124条に改正され、平成20年10月14日から施行されている。

別表1 オセアニア行政視察の行程等

| 月日<br>(曜日)   | 地名                                                     | 現地<br>時間                                          | 交通<br>機関                  | 視察先(視察開始時刻～視察終了時刻)<br>(宿泊地)                                                                                    | 宿泊先<br>発着時間     |
|--------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1月26日<br>(土) | 山形駅発<br>東京駅着<br>東京駅発<br>成田空港着<br>成田空港発                 | 11:01<br>13:56<br>15:03<br>15:54<br>18:30         | つばさ112<br>成田EX29<br>NZ90  | (機中泊)                                                                                                          |                 |
| 1月27日<br>(日) | クライストチャーチ<br>(NZ)着<br>クライストチャーチ<br>(NZ)発<br>ブレナム(NZ)着  | 10:00<br>16:30<br>17:20                           | NZ2122                    | (ブレナム泊)                                                                                                        | 17:40着          |
| 1月28日<br>(月) | ブレナム(NZ)発<br>ウェリントン(NZ)着                               | 18:10<br>18:35                                    | バス<br>NZ2506              | マールボロ市役所(10:00～11:15)<br>ハイフィールド・エステート・ワイナリー<br>(11:45～14:00)<br>(ウェリントン泊)                                     | 9:45発<br>19:15着 |
| 1月29日<br>(火) | ウェリントン(NZ)発<br>メルボルン(AU)着                              | 6:30<br>8:35                                      | NZ751                     | JTBメルボルン支店(10:00～11:20)<br>王立博覧会ビルとカールトン庭園(世界遺産)<br>(13:30～15:30)<br>(メルボルン泊)                                  | 4:30発<br>16:00着 |
| 1月30日<br>(水) | メルボルン(AU)発<br>ホバート(AU)着                                | 8:35<br>9:45                                      | QF1011                    | アワビ養殖会社(11:00～12:30)<br>タスマニア大学海洋研究所(14:45～16:15)<br>(ホバート泊)                                                   | 7:05発<br>17:00着 |
| 1月31日<br>(木) | ホバート(AU)発<br>シドニー(AU)着                                 | 16:40<br>18:30                                    | DJ623                     | リード・フルーツ社(さくらんぼ農園を含む)<br>(9:45～14:00)<br>(シドニー泊)                                                               | 8:00発<br>22:00着 |
| 2月1日<br>(金)  |                                                        |                                                   | バス                        | カンタスホリデー(9:30～10:45)<br>グリーンスポット・パストラル・カンパニー<br>の牧場(10:45～14:00)<br>ジェットロ・シドニーセンター<br>(16:00～17:00)<br>(シドニー泊) | 8:45発<br>17:15着 |
| 2月2日<br>(土)  |                                                        |                                                   | バス                        | 世界遺産グレーターブルーマウンテン地域<br>(10:50～12:45)(移動片道2時間)<br>(シドニー泊)                                                       | 9:00発<br>16:30着 |
| 2月3日<br>(日)  | シドニー(AU)空港着<br>シドニー(AU)空港発<br>オークランド(NZ)着              | 14:00<br>16:00<br>21:00                           | NZ118                     | (オークランド泊)                                                                                                      | 9:00発<br>23:00着 |
| 2月4日<br>(月)  | オークランド(NZ)発<br>成田空港着<br>成田空港駅発<br>東京駅着<br>東京駅発<br>山形駅着 | 9:15<br>16:25<br>17:47<br>18:47<br>19:16<br>22:03 | NZ099<br>成田EX36<br>つばさ129 |                                                                                                                | 7:00発           |

(注)1 小池克敏議員は、2月2日に帰県している。

2 地名の欄の、(NZ)はニュージーランド、(AU)はオーストラリアの略

3 交通機関の欄の、NZはニュージーランド航空、QFはカンタス航空、DJはヴァージンブルー社の略

別表2 米国行政視察の行程等

| 月日<br>(曜日)   | 地名                                            | 現地時間                             | 交通機関                | 視察先(視察開始時刻～視察終了時刻)<br>(宿泊地)                                                               | 宿泊先<br>発着時間                     |
|--------------|-----------------------------------------------|----------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 4月3日<br>(木)  | 山形県議会発<br>成田空港着<br>成田空港発                      | 7:00<br>13:30<br>16:15           | バス<br>NW012         |                                                                                           |                                 |
|              | デトロイト着<br>デトロイト発<br>ニューヨーク着                   | 15:00<br>17:05<br>18:59          | NW332               | 日付変更線<br><br>(ニューヨーク泊)                                                                    | 19:50着                          |
| 4月4日<br>(金)  |                                               |                                  | バス                  | デイケアカウンシル・オブ・ニューヨーク<br>(9:30～11:30)<br>ジェットロ・ニューヨークセンター<br>(15:30～17:30)<br>(ニューヨーク泊)     | 9:00発<br><br>18:00着             |
| 4月5日<br>(土)  | ニューヨーク発<br>ワシントンDC着                           | 15:06<br>18:25                   | バス<br>鉄道            | リセ・ケネディ日本人学校(9:30～12:00)<br>(視察前研修 19:30～21:30)<br>(ワシントンDC泊)                             | 9:00発<br><br>21:50着             |
| 4月6日<br>(日)  | ワシントンDC空港<br>着                                | 15:00                            |                     |                                                                                           | 9:00発                           |
|              | ワシントンDC空港<br>発<br>メンフィス着<br>メンフィス発<br>リトルロック着 | 17:20<br>18:45<br>19:17<br>20:07 | NW1645<br><br>NW175 |                                                                                           | <br><br><br>(リトルロック泊)<br>20:55着 |
| 4月7日<br>(月)  |                                               |                                  | バス                  | アーカンソー州政府(州知事との面談・農<br>務省)(9:30～12:00)<br>アーカンソー州政府(ヘリテージ局)<br>(14:00～16:00)<br>(リトルロック泊) | 9:00発<br><br>17:00着             |
| 4月8日<br>(火)  |                                               |                                  | バス                  | イズベル農場(9:00～11:15)<br>アーカンソー・ソイ・エナジー社<br>(14:00～16:00)<br>(リトルロック泊)                       | 7:30発<br><br>17:00着             |
| 4月9日<br>(水)  | リトルロック発                                       | 11:44                            | NW351               |                                                                                           | 9:00発                           |
|              | メンフィス着<br>メンフィス発<br>デンバー着                     | 12:38<br>13:25<br>15:05          | NW5925              |                                                                                           | <br><br>(デンバー泊)<br>17:15着       |
| 4月10日<br>(木) |                                               |                                  | バス                  | コロラド州議会・州政府(9:00～12:00)<br>フレジャー・メドウズ・リタイアメント<br>コミュニティ(14:30～16:45)<br>(デンバー泊)           | 8:30発<br><br>17:30着             |
| 4月11日<br>(金) | デンバー発                                         | 11:05                            | NW558               |                                                                                           | 8:30発                           |
|              | ミネアポリス着<br>ミネアポリス発                            | 13:53<br>15:05                   | NW019               |                                                                                           | <br><br>(機中泊)                   |
| 4月12日<br>(土) |                                               |                                  |                     | 日付変更線                                                                                     |                                 |
|              | 成田空港着                                         | 17:15                            |                     |                                                                                           | (成田泊)<br>19:00着                 |
| 4月13日<br>(日) | 成田発<br>山形県議会着                                 | 9:00<br>15:30                    | バス                  |                                                                                           | 9:00発                           |

- (注) 1 佐藤藤彌議員は、4月11日に帰県している。  
2 交通機関の欄の、NW はノースウェスト航空の略